レ	メチル＝二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―二―カルボキシラートとして五十％を超えて含有する物
ソ	二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―二―カルボン酸として五十％を超えて含有する物
ツ～ネ	（略）
ネ～ラ	（略）

二・三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省
経済産業省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉**川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令

特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令（平成二十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第六までの様式中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省　令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉**川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一部を改正する省令

第一条　ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生労働省、農林水産省、通商産業省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第二条　堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生労働省、農林水産省、通商産業省、建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（新設）

（新設）

レ	三・四―メチレンジオキシフェニル―二―プロパノンを五十％を超えて含有する物
ソ～ネ	（略）

二・三　（略）